

パソコン等の遅延に対する完了実績報告の緩和措置について (令和3年度地域型住宅グリーン化事業：補正、追加予算)

2022.9.21

半導体不足等に起因する設備等の納入遅延が発生しているため、完了実績報告の緩和措置を講じます。なお、本緩和措置の対象となった住宅は、遅延している設備等が未設置でも、該当する(1)から(3)の対応を行う場合、検査済証の交付、工事請負契約に基づく工事費全額精算によって事業完了※と見なしますので、9月14日付のお知らせ「完了実績報告の提出期限について」に従い、提出期限を厳守するようグループ内で周知をお願い致します。

(1) パソコン等の補助対象外設備の遅延対応 ■対象：全タイプ

太陽光発電設備のパソコンの納品が遅れている場合、検査済証の取得、工事請負契約に基づく工事費全額精算によって必要書類が整うことを条件に、パソコン未設置での完了実績報告を可能といたします。ただし、ゼロ・エネルギー住宅型の場合は、パソコン設置予定箇所の写真を撮影し、完了実績時にアップロードしてください。

また、その他の補助対象外設備（例：昇降機）が設置できない場合も同様に、検査済証の取得、工事請負契約に基づく工事費全額精算によって必要書類が整うことを条件に、完了実績報告を可能とします。その場合、補助の要件に関わらない設備は写真のアップロードは不要です。

(2) 上記(1)以外の設備の遅延対応 ■対象：長寿命型(省エネ強化加算のあるもの) ゼロ・エネルギー住宅型 高度省エネ型

パソコン以外の設備で、一次エネルギー計算の対象となる補助対象設備（例：エアコン、照明など）の納品が遅れている場合、代替品での事業完了を条件に、完了実績報告を可能といたします。また、代替品設置が困難な場合に限り、遅延設備以外の部分が工事請負契約に基づき完了し、対象設備の電源、給排水配管等が設置予定場所まで施工されていることの写真撮影を条件に未設置での完了実績報告を可能といたします。ただし、①一次エネルギー計算での要件確認（代替品または未設置での削減率、BEI等の要件を満たすこと）と、②経費の確認（対象設備の費用を除いて補助額の要件を満たすこと）が必要となります。アップロードいただく内容は、対象となる設備によりますので、個別に各実施支援室に問い合わせください。

※事業完了とは

- ・請負 工事が完成し、工事請負契約に基づく工事費全額が精算された時点。
- ・売買 工事が完成し、売買契約に基づく費用全額が精算された時点。

「工事が完成した時点」は次のとおり判断いたします。

- 確認申請が必要な地域 検査済証の交付日
- 確認申請が不要な地域 提出される書類に応じて次のとおりとします。
 - ・ 住宅瑕疵担保責任保険の保険証券又は保険付証明書 保険期間の開始日
 - ・ 建設住宅性能評価書 建設住宅性能評価書の交付日
 - ・ 建物の不動産登記の現在事項証明書 保存登記日

(3) 三世代加算対応住宅における遅延対応

■対象：全タイプ

三世代同居加算における要件として選択した調理室、浴室、便所又は玄関の工事が設備、部品等(例：食洗器、浴室乾燥機、便器など)の納品遅延の影響で遅れている場合、代替品での事業完了を条件に、完了実績報告を可能といたします。また、代替品設置が困難な場合に限り、遅延設備以外の部分が工事請負契約に基づき完了し、対象設備の電源、給排水配管等が設置予定場所まで施工されていることの写真撮影を条件に未設置での完了実績報告を可能といたします。ただし、未設置の場合には、上記の事業完了時点の写真を完了実績時にアップロードしてください。詳しくは各実施支援室にご相談ください。

なお、(1)(2)(3)いずれにおいても、緩和措置の対象となる設備が補助要件に関わり、「建築士による工事内容確認書」で完了を証明する場合は、設置予定箇所の写真撮影と合わせて設置予定設備で要件を満たすことの証明となりますので、ご注意ください。

また、工事請負契約で取り決めた一部の設備が未設置のまま事業完了となり、建築主には、工事費全額を精算することにご了承いただくこととなりますので、十分な説明等ご注意ください。

以上

高度省エネ型等実施支援室
長寿命型等実施支援室